

愛知県公立高等学校教職員退職互助会

現職会員(準備会員)

募集!!

将来の安心が、今の安心に  
充実した教職員ライフを送るために

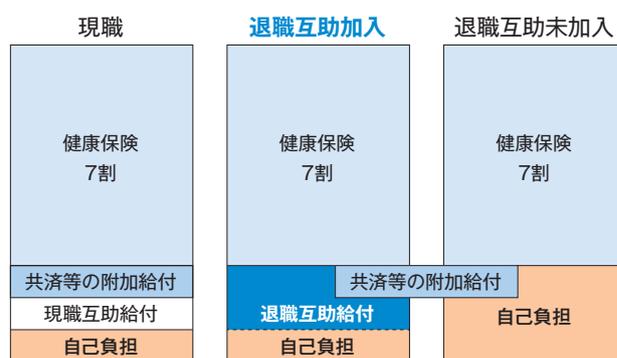


令和6年度の  
退職予定者は  
今回が最後の  
チャンス!

### 愛知県公立高等学校教職員退職互助会の特徴

- ・退職後の生活をサポートするため、教育関係者に特化した非営利組織
- ・現職の積立金は独立会計で全額保全
- ・実質自己負担額から定額控除後の7割を給付
- ・医療費補助の申請方法は2通り、利便性に優れ、給付も早い

医療費負担のモデル図(自己負担3割の場合)



退職後の医療費は  
こんなにかかる!

退職互助会は退職後に皆さんの医療費負担を軽減いたします。

生涯医療費の約半分は60歳以降に発生します。退職後は現職時にあった共済組合・互助会からの補助はなくなります。

#### ●現行窓口負担費

～69歳：3割負担

70～74歳※1：2割負担

75歳以上※2：2割負担導入(令和4年10月～)

※1, 2: 現役並みの収入がある場合は3割負担になります。

※2: 1人世帯年収200万円未満 または、2人以上世帯年収320万円未満は1割

生涯医療費 約2,800万円 (窓口負担額ではなく、  
(令和3年度推計) (総医療費(10割)です)



退職互助会について詳しくお知りになりたい方はホームページをご覧ください。  
<http://www.saturn.dti.ne.jp/aitikoti/index.html>

現職(準備)会員入会の申し込みは9～10月だけ!

申し込み方法

裏面またはHPの「現職会員入会届」に必要事項を記入の上、お勤めの学校の事務室に提出してください。

提出期限

10/31

## 退職互助会療養補助金と一般医療保険の違い

	退職互助会	一般医療保険※
給付期間	終身	契約期間
給付対象	公的医療保険によるすべての医療費 (入院、通院外来、薬代、接骨院等での治療、 義肢などの補助具等)	入院保障、 手術保障が中心
対象入院期間	日数の制限なし	限度日数分まで
その他免責事由	無	あり
「告知」・「通知義務」	無	あり
二重給付	民間保険との二重給付可	—
退職後の保険料等	退職移行時の出資金のみ	契約期間内

両方入るのも  
いいかも



※契約内容・保険の種類により異なります。

### 退職互助会とは

今から50年ほど前に「退職後の医療費の自己負担分を現職時と同様に補助する制度が欲しい」という切実な思いが全国の教職員に広がりました。

それにこたえ、昭和47年に愛知県公立高等学校教職員退職互助会が発足しました。

現職会員：2,678人 配偶者：893人  
合計：3,571人

退職会員：7,500人 配偶者：2,642人  
合計：10,142人  
(2024年3月31日現在)

配偶者の方も加入できます。

※昭和47年に愛知県立高等学校長会、名古屋市立高等学校長会、愛知県高等学校教職員組合並びに名古屋市立高等学校教員組合が構成団体となり設立されました。設立当初より愛知県立学校事務長会(現愛知県立学校事務職員協会)のお力添えをいただきながら今日に至っています。

退職予定者は  
今回(9月~10月)が  
ラストチャンス!



退職会員になるためには、退職前に現職(準備)会員になる必要があります。

来春退職予定の方は、この機会を逃すと入会できません。



【所在地連絡先】

一般財団法人

愛知県公立高等学校教職員退職互助会

愛知県名古屋市中区新栄1丁目49番10号 愛知県教育会館5階

電話：052-261-2248 FAX：052-241-0318

### <現職時の医療費負担>

公立学校共済組合の付加給付制度と現職互助会の補助によって、一つの医療機関で1カ月に負担する自己負担額は4,000円が上限で、これ以上の出費はありません



### <退職後の医療費負担>

現職時の医療費補助は受けられなくなり、生活費に占める医療費の割合が大きくなります。本会に加入することにより安心して医療が受けられます

### <終身にわたる医療費の補助> (高額補助を維持)

※1レセプト(一医療機関で1ヶ月の保険診療)の自己負担額から定額(3割負担の場合は600円)を控除し、控除後の7割を給付します

#### 例) 病院窓口で1ヶ月の自己負担額が7,000円の場合(3割負担)

会員であれば、4,400円の医療補助金を受け取ります  
(7,000円-600円)×0.7=4,480円(100円未満切り捨て)を退職互助会から給付しますが、7,000円-4,400円=2,600円が実質の自己負担額になります

(将来の国の医療制度改定等により変更される場合があります)

### <利便性の高い2通りの医療費の申請方法> (給付は請求から2カ月以内)

- 1) 病院・薬局の証明による申請(定期的な受診の際、簡便な方法です)
- 2) 病院・薬局の領収書による申請(会員ご自身で領収書をまとめて作成する方法です)

### 現職会員への加入

- ① 現職会員と退職会員の会計は独立、現職会員の積立金は100%保全されています
- ② 入会届に必要な事項を記入して事務室へご提出ください
- ③ 現職会員になり毎月積み立てをします
- ④ 積立額は1口当たり給与の1000分の7です(給与が30万なら月2,100円となります)
- ⑤ 12月から積立が始まります
- ⑥ 早めの入会で出資金が0円になる方もいます
- ⑦ 配偶者がおられる方は2口加入がお勧めです
- ⑧ 現職会員を退会する場合、積立金は全額返還されます

### 退職会員になるためには(令和6年度現在)

- ① 退職時(55歳以上)に現職会員であることが必要です
- ② 終身会費として出資金89万円を拠出いただきます(60歳退職の場合)

### 【参考】定年引上げによる出資金額

基準額(60歳) 890,000円(R6年度の場合)  
間差額 基準年齢の60歳から  
-1歳につき 30,000円増  
+1歳につき 20,000円減  
(例:退職時65歳 790,000円)

### 本会の財務状況について

終身の医療費補助に必要な責任準備金36億8千万円余を確保し、正味財産(余剰金)を約4億1千万円超とし、将来の医療環境の変化に対応しています

制度財政検討委員会において国の医療制度改革に対応する本会の制度の在り方について審議しています(財務諸表はHPにて公開)

### 来春退職予定で未加入の方へ

配偶者も含め未加入の方は、この9・10月が最後の加入機会となります

## 「現職会員 入会届」記入上の注意事項

- ① 給与からの控除となりますので、氏名・職員番号についてご確認ください
- ② 認印で結構ですので必ず押印をお願いします。提出日はご記入いただいた日付で結構です
- ③ 2口会員、配偶者追加を希望される方は配偶者の方の生年月日もご確認ください
- ④ 本会「運営規程」に現職会員の範囲が示されており、非常勤及び期限を付して任用された方は含まれておりませんのでご理解ください

### <初年度の掛金額について>

- ① 掛金月額は、2,000円とさせていただきます(本年12月から翌年の4月まで)
- ② 加入年度の掛金額は暫定のもので、来年度以降の掛金額は毎年4月1日付けの給料の額を基準に給料月額1,000分の7(100円未満切り上げ)となります  
なお、4月については前年度の額を引き継ぎ、5月分から自動的に変更されます  
\* 記入後、事務室にご提出ください。提出期限は10月31日です

